

議第12号議案

「土地利用規制法」の撤回を求める意見書

「土地利用規制法」の撤回を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年9月16日

提出者 ふじみ野市議会議員

塚 越 洋 一

賛成者 ふじみ野市議会議員

足 立 志津子

伊 藤 初 美

新 井 光 男

床 井 紀 範

ふじみ野市議会

議 長 西 和 彦 様

「土地利用規制法」の撤回を求める意見書

基地周辺や国境離島の土地取引を規制する重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「土地利用規制法」という。）によると、内閣総理大臣は、米軍や自衛隊の基地、海上保安庁の施設、原発など「重要施設」の周辺約1キロと国境離島を「注視区域」に指定できると明記し、区域内では土地所有者の国籍などを調べるため、住民基本台帳などの提供を自治体に求める権限を認めています。その結果、「重要施設」や国境離島の「機能を阻害する行為」や、その「明らかなおそれ」があれば、利用中止の勧告・命令を出し、応じない場合は懲役2年または罰金200万円の罰則を科し、「注視区域」のうち司令部やミサイル迎撃拠点の周辺など特に重要とみなすものは「特別注視区域」に指定し土地・建物の売買の事前の届け出も義務付けています。

政府は、立法の根拠に北海道千歳市や長崎県対馬市の自衛隊基地周辺の土地を外国資本が購入したことなどを挙げていますが、このことが一部メディアで取り上げられるようになったのは十数年も前のことです。防衛省は2013年度から20年度にかけて2度にわたり、全国約650の米軍・自衛隊基地の隣接地を対象に、約6万筆、8万人近くの所有者らを調査していますが、外国人の所有とみられる土地が7筆確認されたものの、「これまで防衛施設周辺における土地の所有等により自衛隊や米軍の運用等に具体的に支障が生じるような事態は確認されていない」（4月15日の参議院外交防衛委員会、土本英樹防衛省整備計画局長）と答弁しています。

しかも重大な問題は、「どこで誰をどのように調査・規制するのかという核心部分をすべて政府に白紙委任している」（5月11日、衆議院本会議質問）ことです。「注視区域」や「特別注視区域」をどういう基準で指定するのか、「重要施設」や国境離島の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」をどう判断するのか、住民にどんな調査・規制を行うのか具体的なことは条文に書かれておらず、政府の裁量任せとなっていることです。調査の範囲が住民の職歴や思想信条、家族・交友関係にまで広がるおそれも否定できません。

また、本市においても、自衛隊の通信施設があり、周辺地域の建築規制、監視カメラによる住民の監視などが行われてきた経緯があり、法律の具体的運用によっては、極めて深刻な問題を引き起こすものといえます。

さらに、全国にある基地周辺住民は、軍用機の事故や爆音、環境汚染、軍関係者の犯罪などの被害に苦しめられています。特に沖縄の住民は米軍の占領により住んでいた土地を奪われ、基地周辺での暮らしを余儀なくされてきました。そうした住民を監視対象にするなどあってはなりません。

よって、憲法が保障する基本的人権と民主主義、地方自治を侵害する恐れが強い「土地利用規制法」については、ただちに撤回するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
防衛大臣
法務大臣